

後期高齢者医療制度 平成24・25年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度は、法律により2年ごとに保険料率を改定することになっています。

今回の改定では、1人当たりの医療費の増加などにより、保険料率が大幅に上昇する見込みとなりました。

そのため、保険料率の上昇抑制の財源として県財政安定化基金などを活用し保険料率の大幅な上昇は抑えています。1人当たりの平均保険料額は、前回の平成22・23年度と比べ5.36%の上昇となりました。

被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、皆さまから納めていただく保険料が大切な財源となりますので、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

【旧保険料率及び新保険料率】

	平成22・23年度 保険料(年額)	平成24・25年度 保険料(年額)	上昇額(率)
均等割額	47,400円	49,500円	2,100円 (4.43%)
所得割率	8.8%	9.6%	0.8ポイント 上昇
一人当たりの 平均保険料 (軽減適用後)	53,592円	56,467円	2,875円 (5.36%)
限度額	50万円	55万円	5万円 (10%)

【保険料額の例示】 ※後期高齢者医療制度の被保険者である夫婦2人世帯(夫が世帯主)で夫の年金収入200万円、妻の年金収入が80万円の場合

		平成23年度保険料(年額)	平成24年度保険料(年額)	増加額
夫	均等割額	37,900円 <<2割軽減>>	39,600円 <<2割軽減>>	1,700円
	所得割額	20,600円 <<5割軽減>>	22,500円 <<5割軽減>>	1,900円
	(計)	58,500円	62,100円	3,600円
妻	均等割額	37,900円 <<2割軽減>>	39,600円 <<2割軽減>>	1,700円
	所得割額	0円	0円	0円
	(計)	37,900円	39,600円	1,700円

1 保険料の計算方法(平成24・25年度)

保険料は、被保険者1人当たりいくらか決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計した額となり、対象となる被保険者の方全員に納めていただきます。

$$\text{年間保険料 (限度額55万円)} = \text{被保険者均等割額 1人当たり 49,500円} + \text{所得割額 被保険者に係る基礎控除後の総所得金額} \times 9.6\%$$

2 所得の低い方等への保険料の軽減

(1) 被保険者均等割額

世帯の被保険者全員および世帯主総所得金額等	軽減後の額(年額)	軽減割合
「基礎控除(33万円)」を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他の所得がない場合)	4,900円	9割軽減
「基礎控除(33万円)」を超えない世帯	7,400円	8.5割軽減
「基礎控除(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯	24,700円	5割軽減
「基礎控除(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	39,600円	2割軽減

(2) 所得割額

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額等)が58万円以下の方(年金収入のみの場合の例としては、年金収入153万円から211万円までの被保険者)は、**5割軽減**されます。

3 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入される前日に被用者保険の被扶養者であった方は、被保険者均等割のみが賦課され、これが9割軽減（年額4,900円）となります。

4 保険料の納め方

(1) 年金の受給額が年額18万円以上の方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただきます。

①2か月ごとに支給される年金からのお支払い

※ただし、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分以上を超える場合は、口座振替または納付書でお支払いいただきます。

②被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの口座振替によるお支払い

※本庁市民課および各支所総合窓口課での手続きが必要です。

※世帯主、配偶者等の口座からのお支払いに変更された場合、これらの方の社会保険料控除となることによって、世帯としての所得税・住民税が減額となる場合があります。

(2) 年金の受給額が年額18万円未満の方は、口座振替または納付書で、保険料をお支払いいただきます。

◎問い合わせ先 神崎市役所 市民課 ☎37-0115

交付しています

福祉タクシー利用券

市では重度心身障害者（児）の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、在宅で次の障害者手帳をお持ちの方を対象に福祉タクシー利用券を交付しています。

手続きには印鑑、障害者手帳が必ず必要です。

●対象者

- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B
- ※所得制限があります。
- ※自動車税（普通、軽自動車）の減免を受けられている方は助成対象外です。

はり灸等施術券

70歳以上の方の心身の健康保持を目的に、はり灸等施術券を交付しています。

手続きには本人確認ができるもの（健康保険証など）と印鑑が必要です。

●はり灸等施術券（年間18枚）

施術1回につき千円分を助成

◎交付場所・問い合わせ先

- 神崎市役所 総合窓口 ☎37-0116
- 神崎市役所 高齢障がい課 ☎37-0111
- 千代田支所 総合窓口 ☎44-3071
- 脊振支所 総合窓口 ☎59-2111
- ※タクシー券は神崎市役所の総合窓口では交付していません。

国保に加入するとき やめるときは 14日以内に届出が必要です！

次のような場合は届け出を

- ・他の市町村から転入してきたとき
- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・他の市町村へ転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき
- ・国保の被保険者が死亡したとき など

届出をしなかったり、遅れたりすると…

加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければならなくなったり、保険証がないため、その間にかかった医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

※手続きの際は、保険証や印鑑のほか届け出の内容により必要となるものがありますので、お問い合わせください。（各支所でも手続きができます。）

◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課 ☎37-0115

有料広告

有料広告

和田記念病院（内科・消化器内科・通所介護）

佐賀県神崎市神崎町尾崎 3780 ☎0952-52-5521 FAX 0952-53-5567

介護老人保健施設うぶすな（入所・短期入所・通所リハビリテーション）

うぶすな居宅介護サービス

佐賀県神崎市神崎町永歌 1021 ☎0952-52-8990 FAX 0952-52-3290

和田医院（内科・胃腸科内科・小児科）

佐賀県神崎市神崎町神崎293番地 ☎0952-52-2021 FAX 0952-53-3993

